

障害（バリア）のない社会への企業の責任

～障害者差別解消法 と 京都府条例 が企業に求めること～

松波めぐみ

0. 今日お話ししたいこと

- ・ 障害のある人はどんな場面で「差別」を感じている？ 【寸劇】
- ・ なぜ差別が起こる？ …… 背景にある、「分け隔ててきた社会」 ……
- ・ 「障害」の捉え方は大きく変わってきた。
「個人の苦労、努力」の問題から、「社会のバリアをどう取り除くか」の問題へ
→ 障害者権利条約のベースにある” **障害の社会モデル**”
- ・ 障害者の人権の国際的なスタンダード＝障害者権利条約を知ろう。
- ・ ひとつのキーワード「**合理的配慮**」
- ・ 障害者差別解消法とは？ 京都府条例とは？ 事業者求められるものは何か。

1. どうして「差別」が起こるのだろう？ ～社会のあり方に目を向けて～

- * 個人の心がけの問題？ 優しさが足りないから？
- * 「障害のある人とどう接していいかわからない」のは、なぜ？

☆ 私たちはどんな「**社会**」に住んでいるのか？

→ 障害のある人とない人は、長い間、分け隔てられてきた。

障害者がそこに「いない」のが当たり前の電車、バス、お店、学校 ……

（障害があるから、就学免除。障害があるから、別の学校へ。

障害があつて家族が大変だから、施設へ。障害があるから、就職は無理。

障害があるから外出は難しい、「隠したい」 ……）

→ その結果、

障害のない人は障害者が「どんな暮らしをし、どんな思いでいるのか」知らない。

「障害者が生きづらい、暮らしにくいまち」をつくってきてしまった。

☆ 「分け隔てる」社会に対して声をあげてきた人たち（1970 年代～）

施設で「人間として扱われていない」ことを訴えた人たち

重い障害があつても、「地域」で暮らそうとした人たち

誰でも乗れる電車・バス、誰もが暮らしやすいまちづくりをめざしてきた人たち ……

→ その結果、少しずつ障害があつても地域で暮らすためのしくみが整ってきた。

「障害者問題」の捉え方が変わり、「差別をなくすためのルール」ができてきた。

2. 社会こそが障害（バリア）をつくっている！ ～新しい「障害」の考え方～



ここは駅です。なぜこの人は、階段の上にあがれないのでしょうか？

☆古くからある「障害」観＝ 歩けない、見えない等、”身体の欠損”が問題だ。
こんな身体だから苦勞する。かわいそう。リハビリ頑張れ
＝ 障害の医学モデル（個人モデル）

◎解決の責任は？→ 障害を克服するのは本人（と家族）の責任

「克服」できなければ社会参加できなくても仕方がない。
障害者は「福祉の対象」ではあるが、「権利の主体」ではなかった。

↓ ↓ ↓ ↓

☆新しい「障害」観＝ 一部の人を排除してきた”社会のあり方”こそが問題だ。
バリアだらけの社会が、障害者の参加を阻み、苦しめている。
社会が変われば、障害があっても堂々と社会参加できる。
＝ 障害の社会モデル

◎解決の責任は？→ 社会のバリア（※）をなくしていくのは私たち全員の責任だ。特に公的機関や・事業者には社会的責任がある。

※「社会のバリア」（社会的障壁）とは？

「障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの」（改正された障害者基本法 2011 年）

ソフト面、ハード面ともに「社会がつくりあげてきたバリア」。減らすことは可能。

☆「障害の社会モデル」の考え方は、障害者差別解消法のキーワードである「合理的配慮」を理解するためのベースでもある。

「バリアだらけの社会」で、障害のある人は多くの権利と自由を奪われてきた。

”企業には、積極的に社会のバリアをなくしていく責務がある” という認識を。

3. 障害者権利条約と、その特徴

- ・できるのが遅かった「障害者の人権」の国際的なスタンダード

世界人権宣言にも日本国憲法にも、「障害を理由に差別をしてはならない」とは書かれていない。
なぜ？

長いあいだ、障害者問題は、「福祉」や「医療」の問題と捉えられていた。

女性や人種問題と違い「能力に差がある」障害者を平等に扱うのは難しいという考え。

・しかし、1970年代以降、障害者自身による運動が盛んになり、「障害の社会モデル」の考え方が政策や学問領域においても普及していく。ようやく世界共通のルールとしての権条約ができる基盤が整った。

*条約策定プロセスの特徴

スローガン：「われわれ抜きで、われわれのことを何も決めないで！」

Nothing about us, without us!



言い換えれば、従来は**障害者の声**を「抜き」にして障害者政策が決められてきた。

- ・2006年12月の国連総会で採択。 → 日本では2009年から「障害者制度改革」
→障害者基本法の改正（2011年）、「障害者差別解消法」の制定（2013年）
→2014年1月、ついに批准！（141カ国め）

障害者権利条約の特徴

*障害者差別解消法でも、基本は同じ。

*大事な原則；インクルージョン（排除の反対）、他の者との平等、多様性の尊重等

*「誰とどこで生活するか」本人が決める。地域で生活することは権利だ。 →【寸劇】
（施設等での生活を強要されてはならない。）

*インクルーシブ教育（地域の学校で、必要な支援は受けながら、共に学ぶ権利。）

*「手話は言語である」。コミュニケーションや「情報へのアクセス」も権利である。

***女性障害者**への複合差別 に取り組む必要性。

*障害を理由とした差別の禁止。その中でも「**合理的配慮**」について規定したこと。

「合理的配慮」とは、個別の場面で、社会的障壁（社会のバリア）のため権利侵害を受けている障害者からの申し出によって、社会環境の側を変更・調整することを指す。

とりわけ、障害者からの申し出を（過度な負担が生じるなど、やむをえない理由もないのに）拒絶することは、「差別」となりうる――と明記したことが大きな特徴。

4. 「障害者差別解消法」とは（リーフレットもご覧ください）

- ・日本の法律には、障害者差別に有効に対処できるものがなく、条約を批准できない。
→2013年に**障害者差別解消法**を制定。（2016年4月に施行予定）

◎障害を理由とした差別の禁止をはじめて定めた。

さらに、「**合理的配慮**」を行わないことも差別となりうることが明示された。

「配慮＝思いやり」ではない。「やさしい気持ちを持つ」ことよりも、**障害者と対話し**ながら、少しずつでも「**具体的なバリアをなくす**」ことに力点がある。

- ・差別が禁じられる主体は、国・地方自治体・事業者。

事業者にとって「合理的配慮」は今のところ「努力義務」（雇用については「義務」）だが、積極的に好事例を積み上げていくこと、環境整備につとめることが求められる。

◎問題解決のしくみ：

相談窓口：障害者だけでなく、事業者（お店、雇用主など）からの相談にも対応。
各自治体は「差別解消支援 地域協議会」を作ることができる。

ただし各自治体が障害者差別に関わる「**条例**」を作った場合、よりよい問題解決のしくみを用意することができる。

→京都府では、「**障害のある人もない人もともに安心して生き生きと暮らし**

やすい社会づくり条例」が2014年3月に成立。2015年4月から施行される！！

☆京都府条例とは？

- ・千葉県(2006年)以来、各地で障害者差別をなくす条例が次々と誕生。京都は9番目。
- ・「われわれ抜きで、・・・決めないで！」 障害のある当事者が積極的に策定に参加。
- ・全国で初めて、「**障害のある女性**」の複合的困難に取り組むことが明記された。
- ・いわば「障害者差別解消法」の京都ローカル版。まず京都から差別のないまちづくりを！

5. 差別解消法と京都府条例で、どう変わる？

- ①障害者にとっては、「差別では？」という事案が発生した時、相談する場所ができた。
→相談員が双方の話を十分聴いて、調整。 →救済や再発予防につなげられる。

- ②事業者にとっては、「何が差別にあたるのか」を測るものさしができた。

→「ものさし」がなければ、「何が差別か」わからず、不安感がある。

特に日本では、「差別」を心の問題として捉える傾向 → 接触を避けようとする。

「ものさし」があれば、「してはいけないこと」の目安をもつことができる。

- ③共生社会のための指針ができた。

すべての人が、安心して自分らしく暮らせるための法律であり、条例である。

障害者差別解消法 とは

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

概要

この法律では、主に次のことを定めています。

- ① 国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。
- ② 差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- ③ 行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

また、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置について定めています。

障害を理由とする差別とは？

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明*があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮(以下では「合理的配慮」と呼びます。)を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

※知的障害等により本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

●障害を理由とする不当な差別的取扱い(例)

障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。



●合理的配慮(例)

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。



社会的障壁とは？

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。

- ① **社会における事物**(通行、利用しにくい施設、設備など)
- ② **制度**(利用しにくい制度など)
- ③ **慣行**(障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など)
- ④ **観念**(障害のある方への偏見など)

などがあげられます。



例 街なかの段差
3センチ程度の段差で車椅子は進めなくなります。



例 書類
難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。



例 ホームページ
すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。

本法のポイント 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます

※民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体等	 禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 法的義務 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ^(※) ※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。	 禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 努力義務 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

障害者差別解消法 Q & A

Q 「合理的配慮」の具体的な例を教えてください。

A どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なります。

典型的な例としては、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなどが挙げられます。

Q 日常生活の中で個人的に障害のある方と接するような場合も、この法律の対象になるのですか。また、個人の思想や言論も規制されるのでしょうか？

A 個人的な関係や、思想、言論といったものは対象にはしていません。

この法律では、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象にしており、一般の方が個人的な関係で障害のある方と接するような場合や、個人の思想、言論といったものは、対象にしていません。

Q 民間事業者による取組がきちんと行われるようにする仕組みはあるのでしょうか？

A 民間事業者の事業を担当する大臣から、事業者に対して報告徴収、助言・指導、勧告を行うことができます。

この法律では、同一の民間事業者によって繰り返し障害を理由とする差別が行われ、自主的な改善が期待できない場合などには、その民間事業者の事業を担当する大臣が、民間事業者に対し、報告を求めることや、助言・指導、勧告を行うことができることにしています。

基本方針と対応要領・対応指針

基本方針とは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するために作成するものであり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本的な方向等を定めるものです。

また、「対応要領」・「対応指針」は、行政機関等ごと、分野ごとに定められるものであり、当該行政機関等、当該分野における障害を理由とする不当な差別的取扱いになるような行為の具体例や合理的配慮として考えられる好事例等を示すものです。